

小千谷市立総合支援学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月2日

はじめに

この小千谷市立総合支援学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第1条の規定に基づき、当校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

（1）当校の方針

当校は、教育目標「地域とともに 自分らしく 生活する子ども」のもと、地域社会とのかかわりを通して、自分らしさを追求する姿を日常生活場面に実現することを目標としている。児童生徒一人一人の障害の状態や特性に応じた教育を行い、自立や社会参加に対する意欲と豊かな心を育むことを大切にしている。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて指導体制の確立、未然防止、早期発見・即時対応に努める。いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するため、以下のように「いじめ防止基本方針」を定める。

（2）基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条で、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

なお、（加害）行為が止んでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないようになったときにいじめが解消されたと定義する。（文部科学省「いじめ防止基本方針」より）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性のたかいもの」とされている。

注：具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

③ 指導の構え

「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」という認識をすべての職員がもち、平素より児童生徒を複数の職員で見守る体制をとっている。個々の学校生活や家庭の状況について複数の職員が把握し、小さな変化にも対応することを心がけている。また、毎日の連絡帳を活用し、家庭や福祉サービス事業所等との連携を密にしている。こうした取組を通して、個々の特性を理解するとともに、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを継続、推進するため以下の具体的な指導体制を構築し、いじめ防止等に向けて包括的に取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

(1) 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を確実にを行うために、いじめ防止等対策のための「いじめ等対策委員会」（以下「組織」という）を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当職員、関係学年担任、養護教諭

また、委員会は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実行的にいじめ問題の解決を図るものとする。

(3) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施
- ② 年間指導計画の作成、実行、検証及び修正
- ③ いじめの相談、通報の窓口
- ④ いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に基づく緊急会議の開催
 - ア いじめ等の事実確認と情報の迅速な共有
 - イ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ウ 指導支援体制、対応方針の決定
 - エ 保護者との連携

(4) 地域・保護者との連携

(法第9条「保護者の責務等」及び県条例第8条「保護者の責務」、第9条「児童等の役割」)

- ① 保護者への意識啓発

PTA 総会や学部懇談会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ② 地域への情報発信及び基本方針の周知
 - ア 教育懇談会等で学校での取組を地域に発信し、地域の理解、協力を得ていじめ防止に努める。
 - イ 学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を発信し理解を得る。

(5) 関係機関等との連携

- ① 行政等

警察（駐在）、児童相談所、小千谷市教育委員会、当該児童生徒居住地の民生児童委員等に対し、学校の状況について情報提供する。必要に応じ児童生徒への指導や職員研修等を依頼し、連携した体制づくりに努める。
- ② その他

問題が発生した場合、即座に、いじめ等対策委員会を設置し、関係機関からの協力を依頼する。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 人権・同和教育の充実
 - ア 相手を思いやり、進んで友だちとかかわったり、協力したりする児童生徒の育成に努める。
 - イ 一人一人の個性、違いを認め、尊重する児童生徒を育てる。
 - ウ 正しい認識を身に付け人権感覚を磨く校内研修や、差別の現実に学ぶ現地研修等を計画的に実施する。

② 道徳教育の充実

- ア 一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる風土を学校全体につくり出す。
- イ 「いじめは絶対に許されない」という認識を全ての児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、いじめにつながることを知らせ、適切な行動と態度を育てる。
- ウ 道徳の時間の指導を通して、命を大切にす意識と態度を育てる。
- エ 仲間を大切にし、助け合おうとする態度を育てる。

③ 交流教育の充実

近隣の小中学校や居住地校交流等、様々な活動を通して生活経験を広げる。人とかかわる楽しさを味わいながら、地域で共に生きる仲間という意識を育てる。

④ 社会性の育成

- ア 学部間の交流活動、自立活動におけるソーシャルスキルの指導等を通して他者との適切な関わりを育てる。
- イ 地域の人材を活用し、体験的活動を通して、様々な人々とふれあう機会を広げる。
- ウ 生徒児童が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。

⑤ 日常的な職員間の連携・情報交換

適時、児童生徒の情報交換を実施し、子どもの変容等について共通理解を図る。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 日常の子どもの観察

- ア 「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識をもつ。登下校時、休み時間、給食や清掃活動等のあらゆる場面で、児童生徒への意図的な声かけを心がける。児童生徒から話しやすい雰囲気や、人間関係づくりに努める。
- イ 外部機関の相談窓口を紹介する。学校や家庭以外にも、電話での相談が可能であることを知らせる。

② 教育相談の充実

- ア 年2回、「個別の指導計画作成」にかかわって実施し、実態把握に努める。(児童生徒・保護者・職員)
- イ 全校児童生徒に「生活アンケート」を年3回(7月、11月、2月)実施、小学部上学年から高等部にL-Gate「心の健康」を年9回(生活アンケートを実施しない月)実施し、その回答や見取りをもとに教育相談を実施する。

③ 研修会の充実

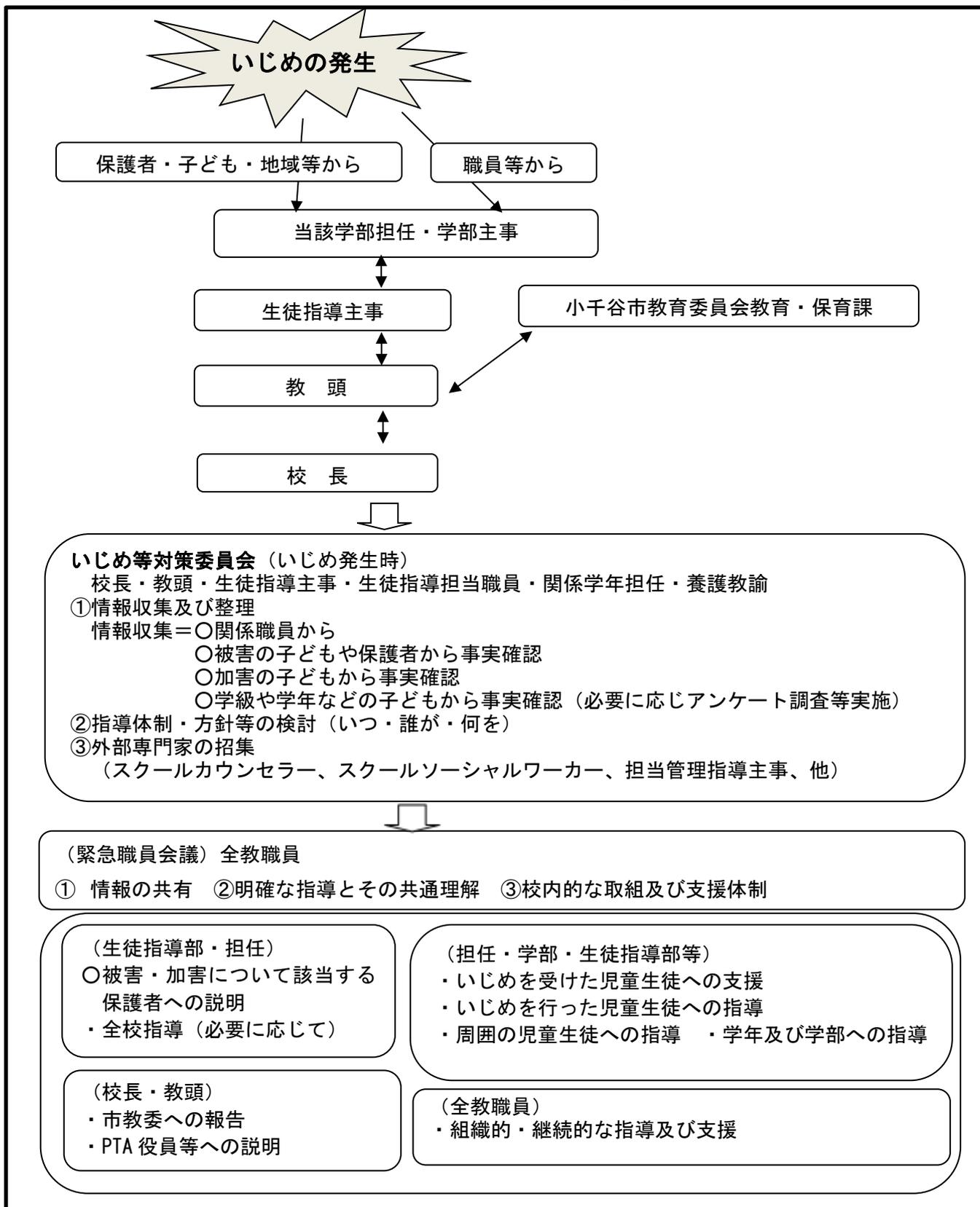
- ア インターネットや携帯電話によるトラブル防止のため、研修会等を通じて、その防止のための啓発活動を支援する。

(3) いじめへの即時対応の取組

① 小千谷市教育委員会への報告

いじめを認知した場合には、教頭から教育委員会に一報を入れ、指導を仰ぐ。なお、いじめの認知は特定の教職員ではなく、いじめ等対策委員会でを行う。

② 組織を活用した状況調査（図「いじめ事案への組織的対応」参照）



（図「いじめ事案への組織的対応」）

- ③ いじめを受けている児童生徒への保護
 - いじめの解決に向けて様々な取組を進めながら、児童生徒の立場で、共感的な理解に努める。特に、該当する児童生徒を最後まで守り通すという姿勢をもち、信頼関係を改めて築くことに努める。
- ④ いじめを行った児童生徒への指導
 - ア 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮に留意する。
 - イ いじめの非人間性や、それが他人の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるように指導する。
- ⑤ いじめを受けている児童生徒の保護者への対応
 - ア 把握したいじめの概要と事実関係を正確に伝える。保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し信頼関係を築く。
 - イ 保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止める。学校としてどんなことがあっても、いじめを受けている児童生徒を守ることを伝える。
 - ウ いじめを行った児童生徒をはじめ、周囲の児童生徒に対する指導を伝え、安心して学校生活が送れるよう具体的な対応策を示す。
- ⑥ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応
 - 把握したいじめの概要と事実関係を正確に伝える。具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。保護者の心情を受け止め、共に子どもを育てていく姿勢で話をする。
- ⑦ その他の児童生徒に対する対応
 - ア いじめを学級全体の問題として取り上げ、いじめを受けている児童生徒の心情を深く考えさせ、当事者意識をもたせるよう指導する。
 - イ いじめの疑いを知らせてきた児童生徒を守り通す。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱うべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と積極的に連携して対処する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、「精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」などが想定される。

併せて、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に状況を調査し、いじめ等対策委員会での検討を経て、いじめの有無を校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、事実関係を精査するとともに、校長がいじめの有無を判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告する。校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、専門的知識及び経験を有する外部専門家等を加えていじめ対策委員会を組織し、事態の解決に当たる。

犯罪行為として取り扱うべき事案については、警察への相談・通報を行う。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

5 その他の事項

地域をはじめ、誰からも信頼される学校を目指し、開かれた学校となるよう情報発信に努める。いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要がある。策定した学校の基本方針は、PTAや関係機関にも公開し、保護者懇談会、家庭訪問等の機会を利用して情報発信に努める。地域を巻き込んだ基本方針になるよう、保護者や地域からの意見を積極的に聴取し実効性を高める。

令和6年3月 改定